

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラーや含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽も
(オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

義務化スタート!!

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です！

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習

検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



環境省
Ministry of the Environment

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 觀光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑯）以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料は
こちらです。必ずご確認ください。→
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物　工作物　船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

**Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等*であっても、
事前調査結果の報告が必要！**

*書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 ^{※1}	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m ² 以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
特定工作物 ^{※1}	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
船舶(鋼製のものに限る) ^{※2}	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

*1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上(税込)であれば報告対象
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索



石綿使用建築物等の解体等工事に 係る関係法令等説明会

無料
申込制

埼玉県内で解体やリフォーム工事に携わる方向けに石綿関係の法令説明会を配信しています

令和7年12月1日、最新の法改正等を踏まえて[動画を更新](#)しました！！

内容

講義名	講師
大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策について【 更新 】	環境省水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室
労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に基づく石綿飛散防止対策及び石綿ばく露防止対策について【 更新 】	埼玉労働局労働基準部 健康安全課
解体等工事現場で発生する廃棄物の処理等について【 更新 】	産業廃棄物指導課
フロン排出抑制法について	大気環境課

形式

動画配信形式

YouTubeによる限定公開

申込

電子申請 で

お申し込みください

※更新前の動画を既にご視聴
いただいた方は改めてのお申
込みは不要です。

右側の二次元コード または
下記のURLからお願いします



申込方法

- ① 二次元コード または URLから
電子申請・届出サービスへアクセス
- ② 利用者ログインを行ってください
(利用者登録せずに申込可能です)
- ③ 手続き説明を確認し、同意後に
申込に「同意する」を選択してください
- ④ 必要事項を入力し、「確認へ進む」を選択後に、
申込確認を行い「申込む」を選択し申込完了です
(完了メールが返信されます)
- ⑤ メールに記載の視聴方法を御確認してください
動画視聴に必要なパスワードが送付されています

共催

埼玉労働局・さいたま市・川越市・越谷市・川口市・所沢市
熊谷市・春日部市・草加市・上尾市・久喜市・埼玉県

お問合せ先

埼玉県環境部大気環境課 規制・化学物質担当

☎ 048-830-3058 ☐ a3050-02@pref.saitama.lg.jp

ホームページ: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/kennminn-jouhou.html>



埼玉県マスコット
「コバトン」

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

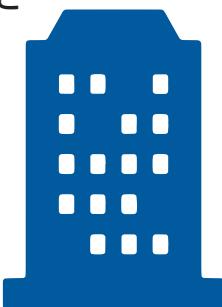
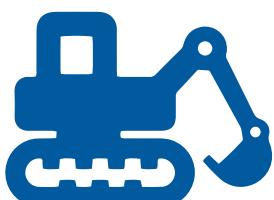
業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



建設・解体業者

やるべきこと

- ①解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- ②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

フロン類が回収済み

方法②の場合

- 工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

フロン類が未回収

- 方法①:工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
方法②:工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

機器がない場合

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、
引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種
フロン類充填回収業者

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



約50t-CO₂

レジ袋
約150万枚分

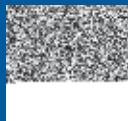


詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

